

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	基準を下げると、危機対応に不足する分を税金で負担することになるので、反対です。	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今回の見直しは、金融安定理事会（FSB）が定めるガイドライン（“Guiding Principles on the Internal Total Loss-absorbing Capacity of G-SIBs”）に照らして慎重に検討を行ったものです。</p> <p>なお、FSBを始めとする国際機関の動向や適用会社におけるビジネスの変化に応じて、今後も適宜見直す予定です。</p>